

### 【提案項目】

妊娠4か月未満で亡くなった胎児の取扱いについて、妊娠4か月以上の胎児と同様に尊厳を持って取り扱われるよう、法令により規定すること。

### 【提案理由等】

「墓地、埋葬等に関する法律」や「死体解剖保存法」、「医師法」、「刑法」（以下「各法」という。）などでは、妊娠4か月以上で亡くなった胎児を死体として、あるいは死体に準じるものとして扱っている。

一方、妊娠4か月未満で亡くなった胎児の扱いについては、平成16年に医療機関が胎児を不法に投棄した事件を契機に、平成16年に厚生労働省から、「妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について」通知（平成16年10月12日付け雇用均等・児童家庭局母子保健課長）があり、その中で、「中絶胎児については、妊娠4か月未満であっても、社会通念上、丁重に取り扱うことが必要である」として、次の3つの取扱い方法が示された。

- (1) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集業者が医療機関から妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を廃棄物とは別に収集し、許可を受けた処理場で焼却する。
- (2) 胞衣・産汚物に係る条例を定め、この条例により許可を得た収集業者が妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を収集し、火葬場で焼却する。又は、この条例により医療機関が火葬場で焼却する。
- (3) 市町村の指導等により、医療機関が妊娠4か月（12週）未満の中絶胎児を火葬場で焼却する。

このように、各法では、妊娠4か月以上で亡くなった胎児についての取扱いが規定されているが、妊娠4か月未満で亡くなった胎児の扱いについて通知による取扱いが示されているだけで、明確な規定がない。

妊娠4か月を境として、その取扱いが異なることについては、生命倫理や胎児の尊厳性から問題であり、妊娠期間にかかわらず、同じ配慮がなされるべきである。